

【3】 パーリ資料のみが伝えるもの

《1》 釈尊が阿闍世王に沙門果を説く。

〔王舎城・ジーヴァカのアンバ林〕

<1-1>DN.002 ‘Sāmañña-phala-s.’ (vol. I p.047) : その時、世尊は 1250 人の大比丘僧伽とともに王舎城のジーヴァカ・コーマーラバッチャのアンバ林におられた (ekam samayaṃ bhagavā rājagahe viharati jivakassa komārabhaccassa ambavane, mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ aḍḍhatelasehi bhikkhusatehi)。その時、マガダ王アジャータサットゥ・ヴェーデーヒプッタはその布薩の日、15 日、4 ヶ月の〔終わりの〕日、⑩ コームディーの満月の夜に、大臣等に囲まれて王宮の露台に上がって坐った (tena kho pana samayena rājā māgadho ajātasattu vedehiputto tadahu ’posathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā rājāmaccaparivuto uparipāsādavaragato nisinno hoti.)

〔参考〕

○長阿含 027「沙門果経」（大正 01 p.107 上）：如是我聞。一時佛在羅閱祇耆舊童子菴婆園中、與大比丘衆千二百五十人俱。爾時王阿闍世韋提希子、以十五日月滿時。

*『長阿含経』はコームディーに当る語を欠いている。

《2》 釈尊が舎衛城で 3 ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。

〔舎衛城〕

<2-1>SN.045-012 (vol. V p.013) : 舎衛城にて (sāvatti)。 「⑧ 諸比丘よ、私は 3 ヶ月間、独坐しようと思う (icchāmāham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum)。釈尊は食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じる。⑧ それから世尊はその 3 ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びかけられた (atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallāṇā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi)。 「邪見によって受がある」などと説かれる。

〔参考〕

○SN.045-011 (vol. V p.012) : 釈尊が半月 (aḍḍhamāsam) 独坐し、起って「邪見によって受がある」などと説かれる。

○雑阿含 481 (大正 02 p.122 中) 如是我聞。一時佛住壹奢能伽羅国壹奢能伽羅林中、爾時世尊、告諸比丘、我欲於此中半月坐禪。諸比丘、勿復遊行、唯除乞食及布薩。即便坐禪、不復遊行、唯除乞食及布薩。爾時世尊半月過已。敷坐具於衆前坐。告諸比丘。我以初成佛時所思惟禪法少許禪分。於今半月。思惟作是念。諸有衆生、生受皆有因縁……。

※上記 2 経は独坐の期間を半月とする。

《3》 釈尊がイッチャーナンガラで 3 ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。

〔舎衛城〕

<3-1>SN.054-011 (vol. V p.325) : ある時、世尊はイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林におられた (ekam samayaṃ bhagavā icchānaṅgale viharati icchānaṅgalavanasaṅḍe)。釈尊は諸比丘に「⑧ 私は 3 ヶ月間、独坐しようと思う (icchāmāham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum) と呼びかけられ、食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じられる。それから世尊はその 3 ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びか

けられた (atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallāṇā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi)。釈尊は諸比丘に「もし外道出家者に『沙門ゴータマはいずれの住法で雨安居を多く過ごすか』 (katamena āvuso vihārena samaṇo gotamo vassāvāsam bahulaṃ vihāsi) と尋ねられたら、『①数息観によって世尊は雨安居を多く過ごされる』 (ānāpānasatisamādhinā kho āvuso bhagavā vassāvāsaṃ bahulaṃ vihāsi) と答えよ」と指示して、数息観 (ānāpānasati) について説かれる。

[参考]

○雑阿含 807 (大正 02 p.207 上) : 如是我聞。一時佛住一奢能伽羅林中、爾時世尊告諸比丘。我欲二月坐禪。諸比丘勿復往來。唯除送食比丘及布薩時。爾時世尊作是語已、即二月坐禪。無一比丘敢往來者。唯除送食及布薩時。爾時世尊坐禪二月過已、從禪覺、於比丘僧前坐。告諸比丘。若諸外道出家、來問汝等。沙門瞿曇、於二月中、云何坐禪。汝應答言。如來二月、以安那般那念、坐禪思惟住。所以者何。我於此二月、念安那般那、多住思惟。

※SN.054-012 (vol. V p.327) および『雑阿含經』808 (大正 02 p.207 中) に、ローマサヴァンギーサ長老 (Lomasavaṅṅisa ; 迦磨比丘) がカピラ城・ニグローダ園において釈迦族のマハーナーマンに説法する中に、過去の事として、釈尊がイッチャーナンガラで独坐されたことが語られる。SN.054-012 は期間を3ヶ月とし、『雑阿含經』808 は「二月坐禪」とする。

《4》舎衛城で雨安居を終えたある比丘がカピラ城に至り、彼が雨安居中に釈尊から受けた教えを人々に説く。

[舎衛城・祇園精舎]

<4-1>SN. 055-052 (vol. V p.405) : ①ある時、世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (ekaṃ samayam bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。その時、舎衛城で雨安居を終えたある比丘が所用でカピラ城に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu sāvatthiyaṃ vassaṃ vuttho kapilavatthum anuppatto hoti kenacid eva karaṇīyena)。釈迦族の人々が彼に「大徳よ、世尊は無病、壮健でおられますか」 (kacci bhante bhagavā arogo c' eva balavā ca) と言って、釈尊、舍利弗、目連、比丘僧伽の安否を尋ね、また「大徳よ、汝はこの雨安居中に世尊の面前で何か聞き、受けた教えがありますか (atthi pana te bhante kiñci iminā antaravassena bhagavato sammukhā sutam sammukhā paṭiggahitaṃ)」と訊ねる。比丘はそれに答え、彼が聞いた教えを説く。「阿羅漢果よりも不還果を、不還果よりも一來果を、一來果よりも預流果を得るものが多い (阿羅漢果を得るものは少ない)」。

《5》母と子が雨安居時に近親相姦を犯す。

[舎衛城・祇園精舎]

<5-1>AN.005-006-055 (vol. III p.067) : ある時、世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (ekaṃ samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、舎衛城で比丘尼と比丘であった母と息子が雨安居に入った (tena kho pana samayena sāvatthiyaṃ ubho mātāputtā vassāvāsaṃ upagamimsu, bhikkhu ca bhikkhunī ca)。2人が近親相姦を犯す。多くの比丘が釈尊のもとに来てこれを告げ、

釈尊は「それは女性の色、声、香、味、所触によるものである」などと説かれる。

《6》六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、あとから来た長老に奪われ、
そこでどうしても雨安居しようとむりやり就寝場所に割り込む。強敷戒の因縁
〔舎衛城・祇園精舎〕

<6-1> *Vinaya 'Pācittiya 016'* (vol. IV p.042) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anātha-piṇḍikassa ārāme)。その時、六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、後からやって来た長老に奪われる。六群比丘は「⑭われわれはどうしたらここで雨安居できるか (kena nu kho mayam upāyena idh' eva vassam vaseyyāma 'ti) と考えて、長老比丘の就寝場所に無理に割って入り、窮屈ならば出ていけと言う。

〔参考〕

○四分律「単提 016」(大正 22 p.645 上) : 爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。爾時六群比丘及十七群比丘、在拘薩羅國、道路行向餘聚落、至無比丘住處。時十七群比丘語六群比丘言。汝等先前去求止住處。六群比丘語言。汝自去我何豫汝事。六群比丘是十七群比丘上座。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘と十七群比丘が拘薩羅國を遊行して無比丘の住處に至り、十七群比丘が六群比丘に「先に行って宿泊場所を手当てしてくれ」と言う。六群比丘は「我々は上座であるのに、どうして先に行かなければならないのか」と言って、「自分たちが先に行け」と答える。十七群比丘は先に行って宿泊場所を確保して坐具を整える。そこへ後からやって来た六群比丘が「法臘の順に泊まる」と強引に割り込んだので、十七群比丘が大きな声を出して阻止しようとする。これを聞いた少欲の比丘が「どうして六群比丘は後からやって来て割り込むのか」と非難する。「先の比丘が住處を得、後から来て強引に割り込んで坐具を敷いて止宿するのに、『狭いのが嫌ならば、自ら出ていけ』と追い出そうとすれば、波逸提」。

○五分律「墮 017」(大正 22 p.044 上) : 佛在拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人俱。爾時諸比丘分臥具。或得房中或得樹下。六群比丘至時著衣持鉢入村乞食、食後於四衢道中、共諸居士外道沙門婆羅門、論說王事鬪戰事利害事如是等種種俗事。

釈尊が拘薩羅國に 1250 人の比丘とともにおられた時、ある比丘は房を得ることができ、ある比丘は樹下に臥具を敷いた。六群比丘がおしゃべりをしていて暗くなってから寺にやって来て、上座であることを理由に強引に割り込む。「波逸提」。

○十誦律「波夜提 017」(大正 23 p.078 下) : 佛在舎衛國。爾時長老迦留陀夷、惡眠不一心眠、鼾眠齧齒寢語頻申、拍手動足作大音聲。諸比丘聞是聲、不得眠故食不消、食不消故身體患癢、悩悶吐逆不樂。諸比丘各各共相近敷臥具、作是念。莫令迦留陀夷入中臥。時迦留陀夷、強來入中敷臥具。

釈尊が舎衛國におられた時、諸比丘が鼾、齧ぎしりのひどい迦留陀夷をしめだそうとするが、迦留陀夷が強引に割む。「波逸提」。

○僧祇律「單提 017」(大正 22 p.344 上) : 佛在拘睺彌人間遊行。爾時世尊初夜爲諸聲聞說法、說法已諸比丘各各還住房。時六群比丘於餘處談話、經久乃還扣房戶。房內人間言誰。答言我是六群比丘。欲此間宿……。諸比丘以是因緣往白世尊。佛言。待我從憍薩羅行還舎衛城時更白此事。當爲諸比丘制戒。復次佛住舎衛城。廣說如上。先客比丘次得六群比丘房宿。夜閉戶眠。時六群比丘協先嫌故。盜以滑塗塗戶闔上。

釈尊がコーサンピーに遊行される。……六群比丘がおしゃべりして精舎に遅く帰り、寝るところが無かった。そこで無理やり入り込んで混乱させる。……釈尊がコーサラ國より舎衛城に帰り、六群比丘に関わる別の因縁があって、「波逸提」と制戒される。

○根本有部律「波逸底迦 017」(大正 23 p.786 下) : 佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。爾時具壽毘陀

夷。至彼衆多年少苾芻勉勸諭之曰。汝等共我人間遊行。降伏他宗自獲名稱。少年各往諮白師主。欲去遊行。広説如前。乃至夜入寺中。発声大喚遣令開戸。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ウダーイン（陂陀夷）が少年比丘らを遊行に誘う。少年らは各々自分の師に許可を求め、制止をきかずウダーインと遊行に出る。ある聚落到達した時、寺から鍵稚の響きが聞こえたので、ウダーインは寺の用事を避けるため、少年比丘らを先に行かせて様子を窺う。夜にウダーインは寺に入れてもらおうと大声をあげ、門扉を足で蹴る。少年比丘らが門扉の壊れるのを恐れて開けると彼は寺に入り、寝床に倒れるように我が物顔で身を横たえる。少年らが痛がって悲鳴を上げると、彼は「痛いのが嫌なら、出ていけ」と言い放つ。少年らは露地で寝ることにした。「先に住せる比丘を後から来て追い出せば、波逸提」。

《7》 トウツラナンダー比丘尼が衣の入手の期待が薄いにもかかわらず雨安居を終える諸比丘尼に衣がもらえる希望的観測を述べ、諸比丘尼はそれを期待して衣時を過ごしてしまう。（比丘尼）薄望得衣過衣時戒の因縁
〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<7-1> *Vinaya* ‘(Bhikkhuni) Pācittiya029’ (vol. IV p.286) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvattthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme) 。③その時、雨安居を過ごし終えた諸比丘尼が衣を分配しようとして集まった (tena kho pana samayena vassaṃ vutthā bhikkhuniyo cīvaraṃ bhājetukāmā sannipatiṃsu) 。④トウツラナンダー比丘尼が檀越家が衣を施与してくれるという希望的観測を述べ、比丘尼等はそれを期待して衣時 (cīvarakāmasamaya) を過ごしてしまう。しかし衣はもらえなかった。「薄弱な衣の望みによって衣時を過ごせば波逸提」。

〔参考〕

- 四分律「(比丘尼) 単提 110」(大正 22 p.751 下) : 爾時婆伽婆、在舎衛国祇樹給孤独園。時比丘尼僧、欲出迦絺那衣。時六群比丘尼作是意。今比丘尼僧。如法出迦絺那衣。遮使不出。欲令久得五事放捨。
- ◎五分律「(比丘尼) 墮 185」(大正 22 p.098 上) : 爾時諸比丘尼遮受迦絺那衣。諸比丘尼待久不至妨魔行道。
- 十誦律「(比丘尼) 波夜提 135」(大正 23 p.336 中) : 佛在舎衛国。爾時偷蘭難陀比丘尼。所望得衣弱。便受迦絺那衣。後時打鍵撻捨迦絺那衣。偷蘭難陀比丘尼不欲來。
- 根本有部律「(比丘尼) 波逸提 146」(大正 23 p.1012 上) : 緣處同前(室羅伐城)。時有信心長者。先富今貧賫財乏少。若苾芻尼張羯恥那衣時。常為施者。後一年中張衣時至。尼詣長者所告曰。可施堅実衣。長者報言。今見無物。後若有時必當奉施。尼曰。羯恥那衣今時現至不可延遲。即可奉便奉施僧田。後當還債。長者報言可爾。即作契限從他舉債。後時限滿債主牽挽。餘人問曰。仁何被牽。報言。我謂施衣。

《8》 釈尊が雨安居された後、ウルヴェーラーに赴かれる。

〔パーラーナシー〕

<8-1> *Vinaya* ‘Mahākhandaḥka’ (vol. I p.022) : 釈尊がパーラーナシーにおいてヤサとその友人たちを教化した後、釈尊によって派遣された諸比丘が諸国から出家希望者を連れてきて比丘も出家希望者も疲労したのを見て、諸比丘が自ら各々の国で三帰戒にて具足戒を与えることを許す。①それから世尊は雨安居を過ごした後、諸比丘に言われた

(*atha kho bhagavā vassaṃ vuttho bhikkhū āmantesi*)。「私は……無上解脱を逮得・現証した。諸比丘よ、汝らも……無上解脱を逮得・現証した」。それからマールの出現の後、釈尊はウルヴェーラーに赴かれ、途中、30人の賢衆を教化する。

※〔参考〕に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 p.135参照。釈尊の雨安居を明記するものは他に *Jātaka-A. 'Nidānakathā'* (vol. I p.082)があるが、そこでは五比丘の教化の間に雨安居に入り、ヤサとその友人ら54人の教化も雨安居中であり、阿羅漢が61人になった時点で自恣を行い、諸弟子を遊行に出し、自身はウルヴェーラーに赴かれる。

《9》カーシで雨安居を終えた比丘が王舎城・竹林園におられた釈尊に会いに来る。
給与者なしに果実を食することが許される。

〔王舎城・竹林園〕

<9-1> *Vinaya 'Bhesajjakhandhaka'* (vol. I p.212) : その時、⑦多くの比丘がカーシで雨安居を過ごしてから、世尊に会うために王舎城に赴き (*tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū kāsīsu vassaṃvutthā rājagahaṃ gacchantā bhagavantaṃ dassanāya*)、その道中食を得ることが満足にできなかった。それからその諸比丘は竹林園におられた釈尊のもとに至る。

客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (*āciṅṇaṃ kho paṇ' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammodituṃ*)。それから世尊はその諸比丘に「⑩諸比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。汝らはどこからやってきたのか (*kacci bhikkhave khamanīyaṃ, kacci yāpanīyaṃ, kacci 'ttha appakilamathena addhānaṃ āgatā, kuto ca tumhe bhikkhave āgacchatha*)」と言われた。「果実嚼食有りて給与者なきところにおいては、自ら取り、持し、若し給与者を見れば地に落として受けて食することを許す」。

〔参考〕

○四分律「藥毘度」(大正22 p.876上) : 爾時世尊在波羅奈国。時世穀貴人民飢餓乞食難得、諸比丘持食着露处不蓋藏、放牛羊人若賊持去。諸比丘如是念。国土飢餓。世尊應聽界内共食宿。白佛。佛言。若穀貴時聽界内共食宿。……時諸比丘道路行見地有果。比丘求淨人頃、他人已取去。白佛。佛言。聽以草若叶覆果上。而人故取去。白佛。佛言聽取。若見淨人應置地洗手受食。諸比丘如是念。穀貴時世尊應聽我曹自取食。佛言。穀貴時聽自取食。

○五分律「食法」(大正22 p.148中) : 佛在毘舍離。時世飢饉乞食難得、諸比丘持食著餘處失之、作是念。若世尊聽我等共食一處宿者不致此苦。以是白佛。佛言。聽共食一處宿。……諸比丘得木果無人授、以是白佛。佛言。聽如木想取食。諸比丘得池果無人授、以是白佛。佛言。聽就池水受。諸比丘欲食果無淨人使淨、以是白佛。佛言。聽先去核然後食之。

○十誦律「醫藥法」(大正23 p.190下) : 有仙人字鷄泥耶、取木果奉佛。佛言。鷄泥耶、與僧作分。彼即與諸比丘。諸比丘言。我曹食竟不受殘食法、諸比丘不知云何。是事白佛。佛言。從今日飢饉時。諸比丘若食竟不受殘食法聽食。木果若胡桃栗枇杷、更有如是種種木果、是一切聽食。

《10》アーラヴィーの諸比丘が房舎を作るために際限なく乞求する。無主僧不處分過量房戒の因縁

〔王舎城・竹林園〕

<10-1> *Vinaya 'Samghādisesa006'* (vol. III p.144) : その時、仏・世尊は王舎城・竹林

園におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe)。アーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく乞求し、アーラヴィーの諸居士を困らせる。③それから大迦葉が王舎城で雨安居を過ごし終えてから⁽¹⁾ アーラヴィーに出発し、次第にアーラヴィーに至った (atha kho āyasmā mahākassapo rājagahe vassaṃ vuttho yena ālavī tena pakkāmi. anupubbena yena ālavī tad avasari)。アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので、大迦葉が比丘らにその理由をたずぬ。釈尊は王舎城に随意に住してからアーラヴィーに来て、アッガーラヴァ寺に住される。大迦葉から事情を聞いて、比丘らに過去世の兄弟仙人の因縁話、雪山の一比丘、良家の子の因縁を語り、無主にして自らのために房舎を作る時の大きさを定め、それを越えれば僧残と定められる。

(1) このケースでは、雨安居を終えた大迦葉が釈尊より先に王舎城を出発してアーラヴィーに赴いていると解釈し、③のケースと見なすが、①と見ることも可能であろう。

[参考]

○四分律「僧残 006」(大正 22 p.584 上)：佛在羅闍祇耆闍崛山中。爾時世尊聽諸比丘作私房舎。時有曠野国比丘、聞世尊聽諸比丘作私房舎。彼即私作大房舎。彼作大房舎功力煩多、常行求索為務言。與我工匠巧人。給我車乘并將車人。給我材木竹草繩索。以比丘乞求煩多故、時諸居士遙見比丘廻車遠避。……時尊者摩訶迦葉、從摩竭国將大比丘衆五百人俱、來至曠野城止宿。明旦至時著衣持鉢入城乞食。……時城中諸居士遙見比丘便避。

釈尊が王舎城・耆闍崛山におられた時、個人の房舎を作ることを許す。アーラヴィー(曠野)国の比丘が大房舎を作るために資材・人材などを要求するので、諸の居士が避けるようになる。摩訶迦葉ら 500 人の比丘が、摩竭国よりアーラヴィー城に来る。城中で乞食をしようとするが、諸の居士が避ける。釈尊も 1250 人の諸比丘と共に王舎城からアーラヴィー城へ来られる。摩訶迦葉は当地の居士の様子を釈尊に告げる。釈尊は一螺髻の梵志と摩尼毘大竜王の過去物語などを説いて不正に乞求することを呵責される。「無主にして自らのために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」。

○五分律「僧残 006」(大正 22 p.013 上)：佛在舍衛城。爾時阿茶髀邑諸比丘、自乞作房。從諸居士求車求車直求人求人直材木草竹皆從求索。居士厭之見皆逃避、諸比丘乞不復能得。便自斫伐草木掘地取土。……於是世尊、漸漸遊行到阿茶髀邑。長老迦葉、晨朝著衣持鉢入城乞食。居士見之悉皆逃走。

釈尊が舍衛城におられた時、アーラヴィー(阿茶髀)邑の諸比丘が自らの房を作ろうと、資材・人材などを諸の居士に要求するので、居士らは避けるようになる。釈尊は、祇園精舎からアーラヴィー邑へ来られる。大迦葉が乞食をすると居士らが逃げる。大迦葉はその様子を釈尊に告げる。釈尊は種々の過去物語を説いて不正に乞求することを呵責される。「無主にして自らのために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」。

○十誦律「僧残 006」(大正 23 p.020 中)：佛在阿羅毘国。爾時諸阿羅毘比丘、自乞作広長高大舎、久故難治。諸比丘數從居士乞言。……爾時長老迦葉、晨朝時到著衣持鉢入城乞食。諸居士遙見大迦葉來、即呵責言。

* 釈尊がはじめからアーラヴィー(阿羅毘)国におられる。釈尊に事件を伝えるのは大迦葉。

○僧祇律「僧残 006」(大正 22 p.276 中)：佛住曠野精舎。広説如上。爾時諸比丘於曠野中作五百私房。皆人人自乞索而作。

* 釈尊がはじめから曠野(アーラヴィー)精舎におられる。釈尊に事件を伝えるのは舍利弗。

○根本有部律「僧伽伐尸沙 006」(大正 23 p.688 上)：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。時有衆多苾芻広造房舎。……時具壽摩訶迦葉、在此城辺阿蘭若処住、聞諸苾芻多造房舎、乃至惱諸施主。聞

是事已往世尊所。

* 釈尊は舎衛城・祇園精舎におられる。釈尊に事件を伝えるのは摩訶迦葉。

《11》六群比丘が多量の糸を乞うて織工に衣を織らせる。自乞縷使非親織戒の因縁
〔王舎城・竹林園〕

<11-1> *Vinaya* ‘*Nissaggiya026*’ (vol.III p.256) : その時、仏・世尊は王舎城・竹林園におられた (*tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veļuvane kalandaka nivāpe*)。その時、④六群比丘は作衣時に多くの糸を乞い、衣が出来上がった時に多くの糸が余った (*tena kho pana samayena chabbaggiyā bhikkhū cīvarakārasamaye bahuṃ suttaṃ viññāpesuṃ, kate pi cīvare bahu suttaṃ avasiṭṭhaṃ hoti*)。彼らは更に糸を求めて織師に布を織らせ、また糸が余ったので更に糸を求めてまた織らせた。これを3度繰り返して、人びとがこれを非難する。「自ら糸を乞い、衣を織らせれば捨墮」。

〔参考〕

○四分律「捨墮 023」(大正 22 p.624 上) : 爾時世尊、在舎衛國祇樹給孤獨園。時跋難陀釋子欲縫僧伽梨、入城至諸居士家語言。汝今知不。我欲縫僧伽梨須線。居士捉與線復往餘居士家語言。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ウパナンダが僧伽梨を作ろうとして、諸居士に糸を求める。沢山集まったので三衣を作ることにして、糸を持って織師のもとへ行き、自ら糸車をとって、織師が織るのを看ていた。

○五分律「捨墮 011」(大正 22 p.029 上) : 佛在舎衛城。爾時衆僧多得縷施、即共分之。諸比丘用縫僧伽梨優多羅僧安陀會一切餘衣、又作腰繩禪帶乃至戸紐、猶故不盡。時六群比丘便雇織師織作一衣、猶有餘縷。

釈尊が王舎城におられた時、衆僧は多くの縷を得て、各種の衣を縫った。縷が余ったので六群比丘は織師に衣を織らせ、縷が足りなくなると、更に求めるというようにして、一切の織師を雇ってしまい、他の人々が織師に仕事を頼めなくなってしまう。

○十誦律「尼薩耆 023」(大正 23 p.055 上) : 佛在王舎城。爾時六群比丘自乞縷、持到富貴人舍、作是言。諸聚落主、令織師爲我織衣。是諸貴人即語織師。與是比丘織衣。我與汝價。是織師依此貴人舍住、敬畏故不能違逆、但織衣時嗔恚呵責言。

六群比丘が自ら縷を乞い、富貴の人を訪ねて織師を雇って衣を織らせるよう依頼する。この織師は衣を織りながら不満を吐く。

○僧祇律「尼薩耆波夜提 026」(大正 22 p.320 中) : 佛住舎衛城。廣説如上。爾時尊者難陀優波難陀持縷入居士家。……去祇洹精舎不遠、有一窮巷。在中起織坊度織師出家、使織衣。尊者阿難到時。

釈尊が舎衛城におられた時、ナンダとウパナンダが居士家に行つて優婆夷から縷をもらい、祇園精舎の近くの一窮巷に織坊を興す。織師を出家させて衣を織らせていて、阿難に見られ、とがめられる。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 023」(大正 23 p.746 中) : 佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時鄢波難陀作是念。皆由給孤獨長者制諸學處、更欲勸化餅果之直亦不能得。我今宜可入大城中、或容教化少有所得。即於晨朝著衣持鉢入城乞食、於芳林處有五百女人撚白疊線。

釈尊が舎衛城の祇園精舎におられた時、ウパナンダが晨朝に乞食していて芳林処で白疊の糸を撚っている500人の女性を見て、最上の細縷をもらいうけ、健額織師の所へ持って行き、工賃無しで極上の白疊を織らせる。再度依頼して断られ、ウパナンダは波斯匿王の大臣であり旧知でもある賢善に頼んで衣を織らせようとする。織師は妻の説得もあって、仕方なく布を織ったが、工賃を払わない彼を非難する。

《12》大会時を別衆食戒の免除の条件の一とする。

〔王舎城〕

<12-1> *Vinaya 'Pācittiya032'* (vol.IV p.073) : ⑦その時、諸地において雨安居を終わった諸比丘が世尊に会うために王舎城に到来した (tena kho pana samayena disāsu vassaṃ vutthā bhikkhū rājagahaṃ āgacchanti bhagavantaṃ dassaṇāya)。人々が種々の国の諸比丘を見て飲食に招くが、受けなかった。「大衆会時には別衆食を許す」。

〔参考〕

○◎四分律「单堤 033」(大正 22 p.658 中) : 爾時衆多比丘、從拘薩羅国遊行詣一小村。諸居士念言。衆僧多而村落小。我等寧可與衆僧作食耶。勿令衆僧疲苦。即來至僧伽藍中白諸比丘言。大德受我明日食。比丘報言。但請三人。我等不得別衆食。……爾時諸比丘往白世尊。世尊告言。自今已去聽諸比丘大集時別衆食。

◎五分律「墮 032」(大正 22 p.050 中) : 諸佛常法。歲二大会春夏末月、諸方比丘皆來問訊。以衆多故、次請甚疏乞食難得。諸比丘作是念。若世尊聽我等大会時受別請衆食者不致此苦。以是白佛。佛以是事集比丘僧、告諸比丘。今聽諸比丘大会時受別請衆食。……爾時瓶沙王弟、名曰迦留、事一種道。而年年普請九十六種沙門作一大會。聞釋子沙門不受別請衆食、而力不得能廣及衆僧。以闕無佛道沙門故愁憂不樂、作是念。我當云何致沙門釋子。唯當委王、然後可果。便以白王。王以是事即出詣佛、具說弟之情願。王去後、佛以是事集比丘僧、告諸比丘。今聽諸比丘沙門會時受別請衆食。

○十誦律「波夜提 036」(大正 23 p.093 下) : 佛在王舎城。爾時王舎城内有大衆集。佛與千二百五十比丘俱。是中諸比丘入城乞食。諸居士但能與二三比丘食。……從今聽諸比丘有大衆集因縁者別衆食。

○◎僧祇律「……第四跋渠竟(祇桓精舎中梵本蟲噉脫無此別衆食戒)」

○◎根本有部律「波逸底迦 036」(大正 23 p.823 中) : 如世尊說五年六年応作頂髻大会。時有無量苾芻總集。有淨信居士等、別請苾芻曰。聖者來食。苾芻報曰。為一為總。居士報曰。我不及衆。但可二十三十隨力供養。答曰。賢首、世尊制戒不許別食。時諸苾芻以縁白佛。佛言。除大施會時

《13》釈迦族の子弟が出家し、その雨期の間にバツディヤが三明を現証した。

〔アヌピヤー〕

<13-1> *Vinaya 'Saṃghabhedakkhandhaka'* (vol. II p.180) : その時、仏・世尊はアヌピヤー国のアヌピヤーというマツラ族の村におられた (tena samayena buddho bhagavā anupiyāyaṃ viharati, anupiyaṃ nāma mallānaṃ nigamo)。その時、釈種の童子らが出家する。阿那律には3つの宮殿があつて……③雨期の宮殿にあつて4ヶ月宮殿から出なかつた。マハーナーマンが自分らの族より出家したものがないから、阿那律に出家を勧める。彼らの母は出家を許さず、バツディヤ王が出家するならば、という条件を出す。バツディヤ、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリがひそかに家を出、釈尊のもとで出家する。マハーナーマンは家業を継ぐ。③それから長老バツディヤはその雨安居中に三明を現証し (atha kho āyasmā bhaddiyo ten' eva antaravassena tisso vijjā sacchākāsi)、阿那律は天眼を生じ、阿難は預流果を得て、デーヴァダッタは異生位の神通を得る。

* *Dhammapada-A.* (vol. I p.138) にも、長老バツディヤはその雨安居中に三明を得て (tesu āyasmā bhaddiyo ten' ev' antaravassena tevijjo ahoṣi)、長老阿那律に天眼が生じ、長老阿難は預流果を得て、バグとキンピラは阿羅漢を得て、デーヴァダッタは凡俗の神通を得たとある。

※〔参考〕に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.174-176 参照。

原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事